



鳥取県公報

平成16年9月30日(木)
号外第141号

毎週火・金曜日発行

うに改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

目 次

人委規則	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(19)	
	(給与課).....	1
	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(20)	
	(“).....	2
	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則(21)	
	(“).....	4

人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年9月30日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第19号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の一部を次のよ

改正後

改正前

別表（第2条、第3条関係）

別表（第2条、第3条関係）

組		職		区分
略				
教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局	本庁	理事	1種
			次参事	2種
			略	
略				
教育機関	教育機関	教育センター	次長	3種
			課長	
略				

組		職		区分
略				
教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局	本庁	次参事	2種
			略	
			略	
略				
教育機関	教育機関	教育センター	課長	3種
			略	
略				

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年9月30日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第20号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
機 関		職 員		機 関		職 員	
略				略			
教育委員会 の 事務局等	教育委員会 の 事務局	本 庁	<p>教育長 <u>理事監</u> 次長 参事監 課長 室長 参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課給与・人事担当の主幹 及び副主幹 教育総務課総務係長 小中学校課 就学助成係長 小中学校課管理係長 高等学校 課学事係長 高等学校課管理係長 高等学校課 高校改革推進室室員（企画に関する事務を行う 室員に限る。） 教育総務課給与・人事担当の 職員（人事関係の企画に関する事務を行う職員 に限る。） 教育総務課教育企画室室員（企画 に関する事務を行う室員に限る。） 小中学校 課管理係係員（人事関係の企画に関する事務を 行う係員に限る。） 障害児教育室室員（人事 関係の企画に関する事務を行う室員に限る。） 高等学校課学事係係員（人事関係の企画に関 する事務を行う係員に限る。） 高等学校課管</p>	教育委員会 の 事務局等	教育委員会 の 事務局	本 庁	<p>教育長 次長 参事監 課長 室長 参事 義 務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補 佐 教育総務課給与・人事担当の主幹及び副主 幹 教育総務課総務係長 小中学校課就学助成 係長 小中学校課管理係長 高等学校課学事係 長 高等学校課管理係長 高等学校課高校改革 推進室室員（企画に関する事務を行う室員に限 る。） 教育総務課給与・人事担当の職員（人 事関係の企画に関する事務を行う職員に限る。） 教育総務課教育企画室室員（企画に関する事 務を行う室員に限る。） 小中学校課管理係係 員（人事関係の企画に関する事務を行う係員に 限る。） 障害児教育室室員（人事関係の企画 に関する事務を行う室員に限る。） 高等学校 課学事係係員（人事関係の企画に関する事務を 行う係員に限る。） 高等学校課管理係係員</p>

			理係係員（人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。）				（人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。）	
		略				略		
教育	教育センター	所長	次長	総務課長	教育	教育センター	所長	総務課長
機関	略				機関	略		
略					略			
備考	略				備考	略		

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年9月30日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第21号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（昭和52年鳥取県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後

別表第1 行政職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級										
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
略												
教育委員会事務局及び教育機関	本庁				略	略	略	略	略	略	略	理事監
	略											
教育機関	教育センター				略	略	略	略	次長 課長		略	
	略											
略												
備考 略												

改 正 前

別表第1 行政職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級										
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
略												
教育委員会事務局及び教育機関	本庁				略	略	略	略	略	略	略	
	略											
教育機関	教育センター				略	略	略	略	課長		略	
	略											
略												
備考 略												

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

